

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和元年5月27日(月)

午前10時開会, 午後0時13分閉会

場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) その他
 - 4 閉 会

出席委員(8名)

委員長	福田	一夫
副委員長	矢口	勝雄
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	塚原	圭二
委 員	下村	壽郎
委 員	鈴木	一彦

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(17名)

教育部長	羽生	元幸
教育総務課長	平井	康裕
学務課長	元川	宏
文化生涯学習課長	中澤	達也
スポーツ振興課	根本	卓也
国体推進課長	北島	康雄

指導課長	中山 弘
図書館長	入沢 弘子
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	菊田 宏巳
健康増進課長	塚本 浩幸

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者 (なし)

- 福田委員長** おはようございます。文教厚生委員会を開会いたします。初めての委員会となりますので、まず自己紹介をしていただきたいと思います。教育委員会からお願いいたします。
- 羽生教育部長** おはようございます。4月から教育部長を拝命しました羽生でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 平井教育総務課長** 改めましておはようございます。教育総務課の平井と申します。よろしく申し上げます。
- 元川学務課長** 学務課の元川と申します。よろしく申し上げます。
- 中澤文化生涯学習課長** おはようございます。文化生涯学習課中澤と申します。よろしくをお願いいたします。
- 根本スポーツ振興課長** おはようございます。スポーツ振興課根本です。よろしく申し上げます。
- 北島国体推進課長** おはようございます。国体推進課北島です。よろしくをお願いいたします。
- 中山指導課長** おはようございます。指導課の中山と申します。よろしく申し上げます。
- 入沢図書館長** おはようございます。図書館長を務めております入沢と申します。市民ギャラリーの副館長と市長公室の広報マネージャーを兼務しております。任期付職員で採用していただいております。よろしく申し上げます。
- 木塚博物館副館長** おはようございます。博物館の木塚です。よろしく申し上げます。
- 黒澤上高津貝塚副館長** 上高津貝塚ふるさと歴史の広場の黒澤と申します。よろしく申し上げます。
- 福田委員長** 続きまして委員の方からも申し上げます。まず、委員長の福田でございます。よろしく申し上げます。
- 矢口（勝）副委員長** 副委員長の矢口でございます。よろしく申し上げます。
- 下村委員** 下村でございます。よろしく申し上げます。
- 目黒委員** 目黒でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 田子委員** 田子でございます。よろしく申し上げます。
- 福田委員長** 鈴木委員は病院に寄ってくるということで遅れるということです。次、塚原さん。
- 塚原委員** 塚原でございます。よろしく申し上げます。
- 奥谷委員** おはようございます。奥谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 福田委員長** ありがとうございます。それでは、今回説明する担当以外の方は退席していただいて結構です。ありがとうございました。
(説明のない執行部退席)
- 福田委員長** 早速、協議及び報告事項に入りたいと思います。まず議案関係、土浦市

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について執行部より説明をお願いいたします。

○**中澤文化生涯学習課長** 文化生涯学習課でございます。資料の1ページをお願いいたします。土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。放課後児童支援員、通称、放課後児童クラブの支援員は、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならぬとされておりますが、この度、厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限に「指定都市の長」が追加されたことから、土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものです。改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものでして、特に本市に影響のあるものではないかと存じます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** 質問ございましたら。

○**下村委員** 今、指定都市の長を追加云々と説明がありましたけど、具体的にどういふふうに変わっていくのかを教えてくださいたいと思います。

○**中澤文化生涯学習課長** 放課後児童クラブの支援員は、研修内容というものがございまして、土浦市であれば、茨城県の研修4日間ぐらいのプログラムなんですけれど、そちらを受けるということでございます。指定都市の長ということでございますので、人口50万人以上の都市が該当するということで、本市には特に影響があるということではございません。

○**下村委員** 50万都市だから、土浦市は影響ないと、ただ影響がないけどこれを改正しなくてはいけないんですね。

○**中澤文化生涯学習課長** 厚生労働省令の改正に伴って、合わせて市町村の条例も改正するというところでございます。

○**下村委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(発言者なし)

○**福田委員長** 私からよろしいですか。放課後児童クラブの支援員、1校あたり1つのクラブについて何名ですか。

○**中澤文化生涯学習課長** 1教室1クラブ大体40人程度で定められております。

○**福田委員長** 支援員の方は。

○**中澤文化生涯学習課長** 支援員は1クラブ2名ということでございます。またその2名の内1名は、先ほど申し上げました県などの研修プログラムを受けた者で、支援員という名称がつく方々が配属されます。

○**福田委員長** そうしますとその1名の方は、研修は受けていないのですか。

○**中澤文化生涯学習課長** クラブの支援員と補助員という方がおりまして、支援員は現在直営で84名の非常勤職員がいるんですけれども、大体7割から8割は研修を終

了しているということでございます。

○**福田委員長** 今時給はおいくらですか。

○**中澤文化生涯学習課長** 支援員が時給は980円と補助員が910円でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** では、次に報告事項、幼児教育無償化に伴う私立幼稚園就園奨励費補助事業及び私立幼稚園保護者助成事業の廃止についてを説明をお願いします。

○**平井教育総務課長** 事前文教厚生委員会、資料4ページをお願いいたします。1番の廃止の理由でございます。令和元年5月10日に、幼児教育・保育無償化のための改正子ども・子育て支援法が成立し、消費税増税分の財源が条件となりますが、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するため、本年10月から、3歳から5歳児を持つ全ての世帯、0歳から2歳児を持つ非課税世帯を対象に、子育て施設の利用に関する費用が給付されるものでございます。具体的には、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定子ども園・保育所などは、保育料が無償化となり、新制度に移行していない幼稚園は、月額2万5,700円を上限に無償化され、幼稚園の預かり保育については、保育の必要性の認定を受けた場合、月額1万1,300円を上限に無償化されるものであります。このような中、本市におきましては、幼児教育無償化に伴い、国庫補助事業であります私立幼稚園就園奨励費補助金が、9月末に廃止されること。私立幼稚園等保護者助成事業については、補助事業の目的である公立と私立幼稚園等の保護者負担の格差が解消されるため、10月以降、当該2つの事業について廃止するものでございます。2番目の事業概要でございますが、(1)の私立幼稚園就園奨励費補助事業、こちらは、事業費の3分の1が国庫補助となりますが、子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に就園する3歳から5歳児の、市内に住所を有する保護者に対して、③の補助額ですが、世帯の所得階層に応じて1人当たり、年額で6万2,200円から30万8,000円の補助を行っているものでございます。平成30年度の交付実績は、④に記載のとおり、604人に対して8,415万6,000円の交付を行っております。次に、(2)の私立幼稚園等保護者助成事業につきましては、市の単独補助金としまして、子ども・子育て支援制度による1号認定を受けた幼児及び私立幼稚園に就園する3歳から5歳児の市内に住所を有する保護者の内、市民税所得割、25万3,000円以下の世帯に対して、③助成額記載のとおり、1人当たり、月額で3,000円の補助を行っているものでございます。当該事業の平成30年度実績については、④記載のとおり1,396人に対して4,956万円の助成を行っております。3番目の今後のスケジュールでございますが、本年7月に、当該2つの事業に対する交付申請書類等の配布時期に併せて、各園長・保護者・土浦地区私立幼稚園協会に対して、9月末をもって、補助事業が終了となる旨通知を行い、10月以降に、当該事業の交付要項の廃止手続きを行い、更には、私立幼稚園就園奨励費補助事業及び私立幼稚園等保護者助成事業、共に、当初予算分として年額分12か月分を予算

化しているため、補助額確定後に減額補正をお願いしたいと考えております。説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**福田委員長** はい、質問があればお願いします。

○**下村委員** よく分からないんだけど、非常に難しくて。2の事業の概要の(1)の最後で④で事業費取ってあってですね、平成30年度の総事業費のところ、一般財源の5,626万という数字は、一般財源は市が持ち出すということですか。

○**平井教育総務課長** 市の持ち出し分、一般財源というところでございまして、3分の1が国庫補助、3分の2が市の財源ということでございます。

○**下村委員** こういうふうに改正にならない時は、これは改正になっちゃうけど、法律改正になっちゃうけど、助成事業の廃止についてで、いわゆる10月から消費税10%に引き上げると色々なことが変わってくるんですが、もしそれがなかったら一般財源の持ち出しはないですか。あったんですか。

○**平井教育総務課長** こちら幼児教育無償化につきましては、10%の財源を使って無償化の財源に充てるとしてございますが、本年度につきましては、10月以降の無償化分は国が10分の10を負担するというふうに現在通知が来てございます。消費税増税ということで増収分を充てるとしてございますので、この法改正がされましたが、その分増税の分がどうなるかという部分がございまして、基本今年度分につきましては、無償化分10分の10は全て国が負担する。就園奨励費補助事業につきましては、9月末をもって廃止し無償化の方に移行するというところでございます。ですから就園奨励費につきましては3分の1、無償化以降は国が今年度については10分の10、来年度以降は2分の1ということでございます。ですから、2分の1が国、県と市が4分の1ずつというような負担で、令和2年度以降の方は負担ということでございます。

○**下村委員** そうすると来年度以降は、例えば国が2分の1で県と市が4分の1ずつという、今よりは負担が減るのかな。

○**平井教育総務課長** 今回所得階層で、就園奨励費また保護者助成金の方もお支払いしてございまして、10月以降の無償化になった場合は所得階層部分がなくなる。ですから高所得者の方も全て幼児教育費が無償になるということですので、費用につきましては、こども福祉課の保育料の算定の部分もございまして、就園奨励費と保護者助成金、その部分は今まで市の方で3分の2の負担、保護者助成金については市の単独補助ということで実施してございましたので、その分を仮に保護者助成金事業を廃止しないと負担が保護者助成金だけ増えてくるということでございます。来年以降の概算の費用でございまして、仮に私立幼稚園の園児が2万5,700円を上限に保育料が設定されてお支払いした場合と、預かり保育も1万1,300円という上限がございまして、その上限まで使った場合に保育園と幼稚園に通っている園児数にも大きな違いがありますけれど、30年の実績ベースで考えた場合4,000万円ぐらいの市の負担増になるというような試算は出てございます。これはあくまでも試算でございまして、詳細の部分はこれから国の方から示される部分は

ございますが、国の基準と上限で計算した場合の仮の試算でございます。

○**下村委員** 4, 000万円市が負担する。

○**平井教育総務課長** 負担増になる。

○**下村委員** 増になる。

○**平井教育総務課長** はい。

○**下村委員** 無償化とって負担増になると何か矛盾があるけれど、それを理解していますか。

○**平井教育総務課長** これは、最初に制度が導入された時に、今年の方も県と市町村が負担するという話があって、行政側と国の方で折衝した経緯がありまして、今年は10分の10国が補助をすると。令和2年からは税額の増収分を充てるということで、2分の1を国が補助するということですので、これは社会保障制度の方で高齢者ばかりでなく、若い人にも支援の手を差し伸べるべきだという話があった中で、制度の部分かなと思ってございまして、費用についての、これはあくまでも概算の部分での4,000万円でありまして、2万5,700円までの保育料が発生しない場合は、2万5,700円の上限ですので、例えば、2万0,000円の方もいらっしゃるし、私立幼稚園でみますと、2万0,500円から2万8,000円ぐらいの保育料の中で保護者の方に負担していただいておりますので、一律2万5,700円という計算ではなくて、最高で4,000万円ぐらいの負担増になるのではないかと試算ですので、これは、保育料の金額に上限がありますので、それによってこの部分は動くということでございます。

○**下村委員** そうですか。

○**福田委員長** 他にございませんか。

○**塚原委員** 3番の今後のスケジュールというところで、やはり今の状況を聞いても保護者の説明とか大変だと思うんですけど、今の予定でいくと9月末日に周知するとなっていますけれど、大体どういう予定になっていますか。その周知についてという予定は。

○**平井教育総務課長** 現在、私立幼稚園就園奨励費補助事業、保護者助成事業につきましては、6月から7月にかけて毎年4月から9月分までの申請書を配布してございまして、その時に、就園奨励費につきましては国の方で9月末をもって廃止するというふうにしてございますので、こちらについてのご案内と合わせて私立幼稚園保護者助成事業につきましても、10月からの無償を受けまして廃止の方向で進めてまいりますというふうなご通知と、園の方のご通知と私立幼稚園の土浦地区私立幼稚園の協会の方の課長さんの方にもご説明をさせていただいて、まず通知の方をさせていただくという部分でございます。

○**塚原委員** 通知だけだと理解される方が全員とは限らないと思うんですけど、その辺についての保護者の方々についての説明会は予定されていないのですか。

○**平井教育総務課長** こちらは、こども福祉課の方で無償化の方については、説明会を想定されているということでございますので、そういった時期に合わせて説明会に

行ってお話をさせていただきたいと思っております。

○塚原委員 はい、分かりました。よろしくお願ひします。

○福田委員長 他に質問ございますか。

○矢口（勝）副委員長 質問というより意見なんですけど、意見というかお願ひなんですけど、情勢を見ると10%消費税増税がどうかなという感じが見えてきているんですが、もし、増税が行われなかった時に、この制度も非常に不安定というか、先が見えないと思うので、この辺の周知は大変でしょうけれど上手にやって下さい。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 他に質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 ではこの程度として、続きまして令和2年土浦市成人式の開催について執行部より説明願ひします。

○中澤文化生涯学習課長 資料の5ページをお願ひいたします。令和2年土浦市成人式の開催についてご説明いたします。これまで、土浦市市民会館で開催してまいりました成人式でございますが、今年度は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますといった成人の日の趣旨に立ち返り、新成人自身が企画・運営を行って、各中学校地区で成人式を開催いたします。1番目の日時ですが、令和2年1月12日、日曜日、13時30分からです。2番目の開催場所ですが、各中学校卒業生からなる成人式運営委員会において要望等を伺い場所を決定したものです。表にありますとおり、三中、四中、五中、都和中地区は、中学校体育館で、一中、二中、六中、新治学園地区は、地区公民館での開催となります。3番目の対象者でございますが、男女合わせて1,466人が新成人対象者となっております。出席率は例年、対象者人数の6割前後となっております。4番目の式典内容でございますが、新成人が帰省する夏休みに具体的な協議を行っていく予定です。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 それでは質問がありましたらお願ひします。

○下村委員 これは今年度令和2年の成人式なんですけど、その後もこういう形を取っていかうという思いがあるんでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 今年度は先ほど申し上げましたように、市民会館改修工事ということで各中学校地区にてやるしかないということでございますが、何十年かぶりで中学校単位の成人式を実施することになると思います。今年度の実施状況を鑑みて今後は検討してまいりたいと思っております。

○下村委員 例えば市民会館1か所でこの事業、成人式を開催すると新成人が集う時の警備とか色々な面で、警察から他にも色々なご協力をしてくれているのかなと思います。これは地区に行った時に、特に学校なんかですとどのような警備をするのかとか、どういった団体にご協力をお願いするのか、そういったことについては文化生涯学習課の方では、その各地区の例えば、成人式運営委員会という協議会を作ったとすれば、そういったところをお願いするんだろうけれど、どんな方向でやって

いきたいのかなということが分かれば教えていただきたい。

○**中澤文化生涯学習課長** 成人式運営委員会でございますが、8中学校の卒業生新成人で実施しているものでございます。これまで市民会館で実施してきた場合ですが、警察や関係団体等にご協力をいただいたところでございます。今年度、各公民館や各中学校で実施するにあたりまして、現段階では、中学校で開催する所につきましては、中学校の学校長、副校長等に説明をいたしまして、会場についてのご協力をいただいている。公民館に関しましては、公民館館長を始め職員等に説明をいたしまして、開催場所を企画させていただいております。具体的な内容でございますが、挨拶・セレモニー等をどうするかということでございますけれども、それらについては新成人である成人式の運営委員会の人達と協議をして進めていこうということでございます。

○**下村委員** 要するに警備等は、学校長、副校長あるいは館長に、どういう団体をお願いするのかということとを具体的に話しているんですかということと、加えて、土浦市の成人式の集いから今度自らという表現に変わっていますけど、本来、市で新成人をお祝いしてあげるというそういった時に、市長が祝辞を述べたりする、そういったことはどういうふうに変化していくのか。

○**中澤文化生涯学習課長** 一つ目、警備についてでございますが、先だって土浦警察の方と協議をしてまいりまして、各中学校を巡回していただく。少し注意が必要な中学校とか地区とか、そういったところを重点的にしようかというお話がございました。次に祝辞等でございますけれども、小学校の入学式等、各小学校でやっていたように、同じように市長さんの代理で行っていただいたように、教育長や教育委員会の課長にお手伝いをいただいて、代理で市長挨拶等を述べていただくような形になるかと思えます。

○**下村委員** 分かりました。もう一つ質問です。これに費用はどれぐらい見込むのですか。

○**中澤文化生涯学習課長** 今年度の予算といたしましては、約50万円を計上してございます。

○**下村委員** はい、ありがとうございます。

○**福田委員長** 他にございませんでしょうか。

○**目黒委員** 成人式の運営委員会ですけど、実際こちらは開催の方はされているのかということと、人選であったりとか、実際行うにあたって各地区ごとで行われているのかとか、運営委員会に対して市の職員の方が実際にどのように関わっていくかというのをお聞かせいただけたらと思えます。

○**中澤文化生涯学習課長** これまでに成人式の運営委員会でございますが、全体の運営委員会を2月と3月に開催してございます。そのあと中々開催場所が決まらなかった地区がございまして、その地区につきましては、運営委員会の代表者と電話等で確認をいたしまして、今回の場所が決定ということになりました。市の職員の方ですが全体の会議につきましては、市職員が携わっておりまして、夏休みに先ほども

申しましたように、新成人は大学生であったり専門学校へ行っていたりしますので、夏休みに帰省しまして具体的な内容、各中学校でセレモニーをやっていくとか細かく協議をしていく予定でございます。それで職員につきましては、各中学校単位の所で担当を決めて一緒に協議をしていく予定でございます。

○目黒委員 ありがとうございます。

○福田委員長 他にございませんか。

○矢口（勝）副委員長 会場の件なんですけど、そもそも中学校と地区公民館と2か所に分かれている理由は何なんですか。

○中澤文化生涯学習課長 これは成人式運営委員会の方で、全体で集まっていたきまして、職員も入りまして、中学校と公民館では、メリット・デメリットがございます。中学校であれば広い会場で舞台もあって人員も十分入るといってございまして、成人式が1月でございますので、体育館では、ちょっと寒いかなと。例えば公民館ですと、会場はちょっと手狭になるかもしれませんが、冷暖房が効いていますしトイレ等もある程度完備しているというふうなメリット・デメリットがございます。そういう各中学校単位のメリット・デメリットをお伝えいたしまして、運営委員会の方で他の友達などに声をかけて聞いてみたりして決定してまいったものがございます。

○矢口（勝）副委員長 ありがとうございます。

○福田委員長 他によろしいですか。

（「はい」の声あり）

○福田委員長 この程度といたします。それでは次にいきいき茨城ゆめ国体土浦市炬火イベントの実施について説明をお願いいたします。

○北島国体推進課長 国体推進課でございます。いきいき茨城ゆめ国体土浦市炬火イベントについてご説明をさせていただきます。資料は6ページになります。1の事業概要にございますとおり、炬火とはオリンピックの聖火にあたるものでございますが、炬火の元となる火をおこす採火式と、採火した火を一つに集め土浦の火を誕生させる集火式を土浦市炬火イベントとして実施いたします。なお、この土浦の火は9月28日に笠松運動公園で行われる総合開会式で、県内43市町村の火と一つにされ大会を見守る炬火となる予定でございます。初めに採火式でございますが2番にございますとおり、6月8日の三中地区公民館を皮切りに7月20日まで、市内8つの公民館のチャレンジクラブ事業で、木の摩擦熱を利用したマイギリ方式により、子ども達に各地区の火をおこしてもらいます。7ページに写真を付けさせていただきましたので合わせてご覧ください。各地区でおこしてもらった火は実行委員会において携帯用カイロの容器で保管いたしまして、3番にございますとおり、8月のキララまつりにおきまして、これらを一つにあわせ「土浦の火」を作る集火式を実施する予定としております。キララまつりでは、初日3日の17時からうらら広場大屋根下のステージ周辺で実施の予定ですので、キララまつりにおいでの際は是非お立ち寄りいただければと思います。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 説明は終わりましたので質問がありましたらお願いいたします。

○**下村委員** 今日の新聞に出ていましたけれど、昨日だったかな。土浦の火って集火式の時にそういう話になるのかな。例えば、阿見町、美浦村なんかもまず採火式のところを報道に取り上げられたりしていますので、また、集火式もそうなんですけど、報道に取り上げてもらえるようなPR活動をして欲しいのと、もう一つがどこかで命名していましたね。この集火式の時に、例えば、土浦の火じゃなくて希望の火とか、命名をしているような所もありますので、そういったことも考えられるかどうか少しその辺をお話いただければと思います。

○**北島課長** 報道機関へのPRについては、6月上旬の記者会見の方で炬火イベントの内容について、周知をさせていただき取り上げていただけるよう図ってまいります。それから土浦の火の名称については、県内、火の名称を特に付けているような場所もございまして、例えば、つくば市ですと集火したあとの名前はつくばの火ですけど、そのつくばの火になる前に2か所、筑波山でおこす火を筑波山の火だったかと思うんですけど、あと科学の火を合わせてつくばの火になると思うんですけど、独自にそういった取り組みをしている所もあると思うんですけど、土浦の火については、公民館のチャレンジクラブで8つの火をマイギリ方式でおこす。内容についても、昨年度の実行委員会の下にございます企画専門委員会、こちらの方で協議をいたしまして実施方法について協議した結果、実行委員会の常任委員会の方で了承してもらったという流れを踏んでございますので、今のところ土浦の火について別の名称を付けるという予定はございません。

○**下村委員** はい、分かりました。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** ありがとうございます。鈴木さんが遅れてきましたので自己紹介をお願いします。

○**鈴木委員** 遅れて申し訳ありません。文教厚生委員会3期連続ということでやることになりました。鈴木でございます。

○**福田委員長** ほかにございますか。

○**元川学務課長** 学務課です。報告を1件お願いします。資料がございませんけれども、上大津地区小学校の適正配置実施計画の策定のスケジュールの変更ということで、ここで申し訳ありませんけれどもご報告させていただきいと存じます。上大津地区の適正配置につきましては、これまでも全員協議会あるいは委員会の方でご案内を差し上げているところなんですけれども、こちらの方、検討委員会で様々な視点から今、最終案について協議・検討を行っているところでございます。現時点で3案ということで、1つ神立小学校を除く3小学校、小学校名を申し上げますと、上大津東小学校、上大津西小学校、菅谷小学校、こちらをどこに3小学校の統合校を整備するかということで、今のところ3案まで絞り込まれている状況でございます。まず1案といたしましては上大津東小学校に持っていく案、2案として土浦第五中

学校付近ということで五中の近場に新たに整備する。3案として土浦第五中学校に隣接ということで、五中と一体的に整備してその施設の一部を供用するというような、今のところ3つの案に絞られているような状況でございます。この部分も引き続き最終的な方策について子ども達にとりまして、より良い教育環境が整えられるように協議・検討を進めてまいる予定でございます。検討委員会から案が決まりましたら最終提言というのをいただきまして、教育委員会の方では適正配置実施計画という計画を実施するという運びになってございますが、現在の3案について色々な課題とか生じておりまして、検討に時間を要するというようになってきております。最終的な方策を決めるにあたってそれが本当に実施可能かどうかという部分も出てきておりますので、当初6月に予定しておりました最終提言を検討委員会からいただくという予定で進めておりましたけれども、課題とか検証する期間を設けさせていただきたいと存じます。こちらにつきましては、検討委員会の委員長の方にも相談したところ、了解をいただいたところでございますので、6月に予定してございました最終提言の時期を6月以降に延期をさせていただきたいと存じますので、本日ご報告させていただくものでございます。なお、実施計画の策定につきましては、年度内策定予定ということで変更はございません。今後また具体的なスケジュール等が決まってまいりましたら改めてご報告させていただきたいと存じます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 この件に関して質問はございますか。

○鈴木委員 質問ではないですけど、先行して、もし、五中に隣接とか施設供用という形で持っていく場合には、新治学園の一体型のデメリットの部分があると思うんですね。メリットばかり強調して私達は日頃言っているんですが、実はデメリットが、例えば、小学生が遊ぶスペース、実際これは非常に困っています。放課後子ども教室もそうですが児童クラブこの2つの事業を実施するにあたって、中学生がグラウンドで部活動をしている時に、いかに小学生達を安全な場所で外遊びをさせるかが課題になっていて、一見新治学園のグラウンドは広い方だと思うんですけど、あれだけの広さだと実際に小学生が遊ぼうとした時に、その場所が確保出来ないということが一つ、あとは統廃合に伴って新治学園でもそうなんですけど、駐車場の確保を、これも新治学園でこの前運動会もありましたけれど、近隣の企業の駐車場を借りているので、そういった駐車場の確保の面でも費用が掛かることではと思うけど、そういうところも問題になってくるので、先行してやっている新治学園の先生方の意見も聞いてやった方がいいと思うんですが、五中地区の場合は神立小学校の問題もあるので、施設一体型という形にはなりづらい地区というのは分かっているので、なるべくその辺を勘案しながら策定委員会の方で作って欲しい。これは要望というか意見です。

○元川学務課長 おっしゃっているのはごもっともで、検討委員会にも地元の該当する小学校・中学校の校長先生にも入っていただいております、学校現場から色々な意見、例えば、こちらで供用可能であると思っている施設は実際には難しいとか、

そういったご意見をちょうだいしながら検討しているような状況でございます。あと新治学園の検証というのは大変重要な部分かと存じますので、教育委員会の内部で、例えば、今お話をいただいた放課後子どもクラブとか、そちらの関連もございましてので意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○**福田委員長** はい、他にございますか。

○**塚原委員** 今の内容とは違うんですけど、ここに国体のポロシャツのパフレットをいただいたんですけど、いつまでに頼めば、国体を盛り上げるのに議場でも着ようという話が出ていまして、期間が短いと間に合わないなんて聞いたんですけど、いつ頃。

○**北島国体推進課長** 議会中だと最終日ということであれば、18日ですので、間に合わせるには、今日明日ぐらいでまとめていただければ、最終日には間に合います。

○**塚原委員** 間に合いますか、分かりました。ありがとうございます。

○**福田委員長** はい、それでは執行部はご退室していただいて結構です。ありがとうございました。

(教育委員会退席)

○**福田委員長** 暫時休憩といたします。

(10:45 暫時休憩)

(10:55 再開)

○**福田委員長** それでは文教厚生委員会を再開いたします。初めてですので、保健福祉部の自己紹介をお願いします。部長から。

○**川村保健福祉部長** 部長の川村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○**加藤障害福祉課長** 障害福祉課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○**藤井こども福祉課長** こども福祉課長の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課長の水田でございます。よろしくお願いいたします。

○**菊田国保年金課長** 国保年金課長の菊田でございます。よろしくお願いいたします。

○**塚本健康増進課長** 健康増進課長の塚本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 委員長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

○**矢口(勝)副委員長** 副委員長の矢口でございます。よろしくお願いいたします。

○**下村委員** 下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆さんベテランだから顔ぶれはあまり変わらないけどよろしくお願いいたします。

○**目黒委員** 目黒でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**田子委員** 田子でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木委員** 3期連続で文教厚生委員会にお世話になります。鈴木です。よろしくお願いいたします。

いします。

○塚原委員 塚原です。よろしくお願いします。

○奥谷委員 おはようございます。奥谷でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 今回事前で説明される担当の方以外の方は退席されて結構です。
(説明のない執行部退席)

○福田委員長 それでは協議事項に入ります。議案関係で(1)土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正(案)について執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 社会福祉課でございます。委員会資料の1ページ土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正(案)になります。1の改正理由になりますが、自然災害により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行っておりますが、国が第8次地方分権一括法による災害弔慰金支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正を行い、災害援護資金の貸付利率が年3%以内で市町村が条例で定める率とされ、保証人の要件が緩和され、償還方法についても拡充されたので、災害援護資金の貸付について、土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものです。2の主な改正内容は、災害援護資金の貸付において、貸付条件として、下の表を参照していただきまして、現行の利率年3%、保証人必須から保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%の利率に改正します。償還方法は、現行年賦償還のみでしたが、半年賦償還及び月賦償還を追加して選択可能としました。3の施行日につきましては、遡って平成31年4月1日とさせていただきます。説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 例えば、これを借りている実績というのはあるのでしょうかというのと、今まで借りていた人との境目というのは、法が改正になった時にはどのような扱いになるのか教えていただきたい。

○長谷川社会福祉課長 実績でございますが、今のところ東日本大震災が起きた時に借り入れしていらっしゃる方がおりまして、全部で14件なんですけど人数は12名の方です。その方が災害援護資金の貸付を受けております。その方は貸した時のままです。現行の利率のままになります。今年度4月1日に遡って施行しますから、それも災害が起こった場合にこの利率等を適用することになります。

○下村委員 分かりました。ありがとうございます。

○福田委員長 他にございますか。

○鈴木委員 ここでいう災害の度合いというのはどういうふうになりますか。

○長谷川社会福祉課長 基準が色々ありまして、いずれかなんですが4件ほどありまして、1市町村において住居が5世帯以上滅失で災害、それから都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害、それから都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、それから災害救助法が適用された都道府県が2以上ある災害の場合に該当になります。ややこしくて申し訳ございません。

○**下村委員** 分かりました。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係(2)土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** こども福祉課でございます。資料2ページをお願いいたします。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について説明させていただきます。1の改正の理由につきましては、国の省令において基準の一部が緩和されたことに伴い、本条例についても一部改正を行うものです。2の改正の内容について説明させていただく前に、家庭的保育事業等について説明させていただきます。家庭的保育事業等は、0歳から2歳児までの保育を行う施設です。市内には8施設あり、文京町の高架道の下の交差点近くにあるハッピー文京園や神立中央5丁目にある神立病院が設置しているどんぐり保育園などが該当します。この家庭的保育事業等は、2歳児までの保育ですので、児童が3歳児になる時には、保育所や幼稚園又は認定こども園へ転所することになります。このことから保育所等を連携施設として確保することとされています。連携施設については、中段④の下に記載しております。家庭的保育事業者等による保育の終了後も必要な教育・保育が継続されるよう連携協力を行う施設でございます。改正は4つございます。1つ目になりますが、連携施設に利用定員が20人以上である企業主導型保育事業を加えること。企業主導型保育事業については、事業所内保育施設であり地域の子も受け入れますので連携施設に加えられました。2つ目は、連携施設が確保できなければ5年間はよいとされていた経過措置が、さらに5年間延長すること。3つ目は、3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、連携施設を確保しなくてもよいこと。4つ目は、居宅以外で保育をしている家庭的保育事業について、自園調理の適用を猶予する経過措置の期間を10年とすること。土浦市の状況ですが①については、神立病院の運営しているどんぐり保育園が定員20名以上となり該当します。②については、連携施設を確保できていない施設がキッズランドなないろとどんぐり保育園2つあります。この内、どんぐり保育園の事業所内保育部分については、今回の改正により企業主導型部分が連携施設となります。③と④については該当がございません。3の施行日は公布の日といたします。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** 質問がございましたらお願いいたします。

○**塚原委員** これ、もし5年延長しました。10年になりました。過ぎてしまった場合にはどうなりますか。

○**藤井こども福祉課長** 今のところ、5年間、10年間の間にやるということが前提でございましたので、今回5年経ちますが、当初5年で出来るであろうと国が想定していたものが出来なかったもので、10年ということになった訳です。

- 塚原委員 そうするとそれを5年延長した中で、市として指導したりとか、連携を作っていくための方策を、一緒に考えることはなかったのですか。
- 藤井こども福祉課長 これまでも相談に乗って検討させていただいているところです。
- 塚原委員 それでも出来なかったんですよね。5年経っても出来ないことが当然あり得ると思うので、その辺出来なかったから子ども達どうなっちゃうのというよりも、出来る方向で指導していただけるとありがたいなと思っているのでよろしくお願いします。
- 下村委員 今回のに関連しているんですけど、例えば、0歳児から2歳児で3歳になると連携する施設が必要ですよというのは、設置する時にもそういう話をしていましたよね。それでも確保出来ないのは市の方で指導が不足しているんじゃないかと思うんです。その辺はどのようにお考えですか。
- 藤井こども福祉課長 なるべく連携していただくように他の施設につきましては、例えば、託児園のやまもとでありますとか、そういうところについては、近隣の認定子ども園や幼稚園又は保育園と連携を取ってきている訳です。ですけれども、なないろにつきましては、まだ決まっていないところありますので確かにご指摘のとおりでございます。
- 下村委員 はい、ありがとうございます。キッズランドなないろは施設が出来て何年ぐらい経過しているのですか。
- 藤井こども福祉課長 4年目になります。
- 下村委員 4年・・・。
- 藤井こども福祉課長 平成27年度には出来ています。
- 下村委員 何かこれは困るんだろうと思うんですよ。5年間延長出来ますよとか10年とか、先ほどの話を伺ったけれども、しかし子ども達って、0歳、2歳ですから3歳になる教育を受けなければいけないという時期に連携が確保出来ないとか、一体どういうふうにして現状を、運営をしているのかをお聞きしたい。
- 藤井こども福祉課長 3歳になる時には、新たに保育所や認定子ども園の申し込みをしていただいて、入所調整をさせていただいております。3歳児には、待機児童等がありませんので、どちらか希望の保育園または認定子ども園に入らせていただいているという状況でございます。
- 下村委員 そうしますと保護者の負担というか今まで連携があればすんなり行けそうなのが、手続きとか色々な面で、働きながら子育てをしている方は大変なのかなと思うんですが、経営をされているというか施設に対しては、もうちょっとプッシュしてやっていって欲しいと要望いたします。以上です。
- 田子委員 3歳で入所調整をされるということなんですけれども、例えば、家に近い職場に近いという保護者さんの希望に沿った所にきちんと入れているかというのは、そういった状況はどうなんですか。希望していない地域にやむを得ず入っているような方はいらっしゃるのでしょうか。

○藤井こども福祉課長 基本的に3か所以上希望を保護者の方に書いていただいて、その中で調整していくということになりますので、本当に難しい方については3か所以上希望を出していただいて、調整をさせていただくこともございます。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 はい、それでは次に移ります。議案関係で土浦市介護保険条例の一部を改正する条例(案)について執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 資料3ページをお願いいたします。土浦市介護保険条例の一部を改正する条例(案)についてになります。1, 改正理由でございます。既に消費税が5%から8%に上げられた際に、低所得者の介護保険料の軽減を行っておりまして、平成27年度から所得第1段階の方を対象に減額しております。今般、本年10月からの消費税率10%への引上げに合わせて、更なる軽減強化を行うため介護保険法の関係政令が改正されたことから、減額後の保険料を定めるため条例を改正するものです。2, 主な改正の内容でございます。1点目は、元号が変わったことにより平成から令和に表記を改めるもの。2点目は、今回減額を行う段階が第1から第3段階となり、第1段階については2万3,500円の年額を1万8,400円に改めるものでございます。第2段階については、保険料を5万0,400円から4万2,000円に、第3段階については、保険料を5万0,400円から4万8,700円に改めた条文を追加するものでございます。(1)は、新たな年間保険料を算定する際の第1段階から第3段階の軽減割合を示したものです。(2)は、それぞれの段階の保険料額の比較となります。3, 施行日は公布の日から。保険料の規定は平成31年4月1日から適用します。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。質問がありましたらお願いいたします。

○下村委員 対象になる方の予想はどれぐらいですか。

○水田高齢福祉課長 第1段階の方につきましては、概ね7,000人程度を予定しております。第2段階につきましては、概ね2,500人程度を想定しております。第3段階につきましては、2,200人程度を想定しているものでございます。

○下村委員 そうすると例えば、消費税の増税に伴っての条例の改正ですけれども、人数は段々高齢化で超高齢化ですから段々増えていく可能性があるんですが、市の財政で持ち出しというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○水田高齢福祉課長 後ほどの補正予算の中でご説明をさせていただく予定でおりますが、この減額をするに際しましては、国と県から負担金を頂戴いたします。割合は国が2分の1、県が4分の1、市の方も持ち出し4分の1がルールでセットとなって負担をするような形になりますので、国からの負担金を補正させていただくものと、市から一般会計で国と県からの負担金を歳入としまして、4分の1の市の負担分をセットで介護保険の特別会計の方に繰り出しを、それで介護保険の方で繰り入れをするような形になります。

○**下村委員** もしかすると負担増にもなるかもしれませんね。

○**福田委員長** 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** それでは次に移ります。令和元年度土浦市一般会計補正予算（案）について執行部より説明願います。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の補正予算（案）についてから説明願います。

○**藤井こども福祉課長** こども福祉課でございます。資料4ページをお願いいたします。令和元年度土浦市一般会計補正予算（案）について、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金でございます。1、補正の理由については、10月から消費税率の引き上げが予定されていることから児童扶養手当の受給者の内、未婚の一人親に対して、国が臨時・特別の給付金を支給するため増額補正を行うものです。2、事業概要については、児童扶養手当の受給者であることを要件として、基準日を本年10月31日として実施します。3、事業内容について、（1）給付対象は、児童扶養手当の受給者の内、所得税の寡婦控除が適用されない未婚の一人親である者です。160人を見込んでおります。（2）給付額は定額で1万7,500円となります。これは、未婚の一人親である者以外の母子は、所得税の寡婦控除により所得税が減税されております。このことから減税額と同額を給付するものです。（3）受付期間は、児童扶養手当の現況届が8月1日から始まることから同日から6か月間とします。（4）支払い時期は、来年1月の手当支給日と同日にします。（5）補助率は、国10分の10です。4、補正予算額について、歳入316万6,000円は国庫補助金で、歳出は、給付金やシステム改修委託料等で、歳入と同額を見込んでおります。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

○**奥谷委員** 対象者は自分で申請して、届けを出して支給を受けるんですか。

○**藤井こども福祉課長** その通りです。児童扶養手当の現況届けというのが8月1日から始まりますので、この中にご案内の文章を入れて書類申請をしていただく予定でございます。

○**奥谷委員** 分かりました。そのような内容も含めてよろしく願いいたします。以上です。

○**福田委員長** 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** それでは次に移ります。多子世帯保育料軽減事業の補正予算（案）について説明願います。

○**藤井こども福祉課長** こども福祉課でございます。資料5ページをお願いします。多子世帯保育料軽減事業でございます。1、補正の理由につきましては、県の補助事業である多子世帯保育料軽減事業が、対象児童を拡充し実施することから、増額補正を行うものです。2、事業概要について、多子世帯の保育料の軽減は、国の施策により年収約360万円未満相当の多子世帯について、保育料を軽減しているところ

ろですが、第3子以降の3歳未満児に係る保育料について、所得制限を撤廃して完全無償化し、少子化対策の充実を図るものです。3、事業内容について、これまでは、第3子以降で3歳未満児の保育料無償化は年収約640万円未満相当としていましたが、完全無償化します。また、第2子で3歳未満児の保育料を半額とする措置は継続して実施します。(1) 現行制度は所得制限がありました。(2) の下の記号、ともに世帯年収約360万円から640万円の世帯について、①の第3子以降で3歳未満児については保育料無償化といたします。②の第2子で3歳未満児については保育料半額としております。(2) 拡充後は、①のみ所得制限が撤廃されます。②第2子で3歳未満児保育料半額は現行通りでございます。(3) 補助率、県2分の1、市2分の1となります。4の対象児童数及び所要額の見込みについては、本年4月1日基準で1,661人、4,316万7,580円となり、県補助額は所要見込額の2分の1となります。6ページをお願いいたします。5、補正予算額について、今回補正額は、所要見込額から当初予算額を引いた額となり、歳入は、841万2,000円、歳出は1,682万4,000円となります。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 質問もないようですので、次に移ります。低所得者保険料軽減負担金の補正予算(案)について説明願います。

○**水田高齢福祉課長** 資料7ページをお願いいたします。令和元年度土浦市一般会計補正予算第3回(案)についてになります。1、補正の理由になります。先程ご説明させていただいた通り、本年10月からの消費税率10%への引上げに合わせて、更なる介護保険料の軽減強化を行うため条例の改正をお願いするものでございます。また、介護保険料を減額した額の一部については、先ほど下村委員よりご質問のあったように、国及び県から低所得者保険料軽減負担金として交付されますことから、一般会計の増額補正をお願いするものでございます。後程ご説明申し上げますが、一般会計で受入れた国及び県負担金に、市の負担分を合算して、一般会計から介護保険特別会計に繰出します。2の事業概要でございます。(1)は、所得段階別の軽減率となります。(2)は、軽減見込み額でございます。先ほど申し上げました通り、第1段階につきましては7,123人を見込んでおりまして、第2段階につきましては2,488人、第3段階では2,256人を見込んでおりまして、3段階合計で8,452万2,480円となります。(3)負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1となります。(4)は、軽減額合計につきましては、国が先ほどの合計8,452万2,480円の2分の1となりますので4,226万1,000円、県につきましては、負担割合4分の1となりますので2,113万となるものでございます。3の補正予算額です。一般会計では、低所得者保険料軽減負担金を歳入する補正のみとなりますことから、国庫支出金及び県支出金の歳入補正となります。国につきましては、国庫支出金、前回の5%から

8%への引上げにあわせた軽減を今年度当初予算で見込んでおりますので、先程申し上げました4,226万1,000円から当初予算で見込んでおります1,196万6,000円を差し引きました3,029万5,000円が今回の国の補正予算額となります。下の段、県支出金でございます。同様に当初予算で見込んでおります598万3,000円を差し引かして今回の補正につきましては1,514万7,000円となるものでございます。説明は以上です。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** では次に移ります。地域包括ケアシステム推進基盤整備事業についての補正予算についてお願いいたします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課です。資料8ページをお願いいたします。地域包括ケアシステム推進基盤整備事業でございます。1、補正の理由でございます。茨城県では、在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため、訪問介護事業所などの事業所が新設・拡充を行う際に、必要な機器整備等をするための補助事業を実施しております。この度、看護師の増員を行う訪問看護事業所から、この補助事業の活用申請がありましたので、補正予算を計上するものでございます。2の事業概要でございます。(1)対象事業所は、補助申請がありました「えがお株式会社」で、土浦市田中三丁目にありますウララ訪問看護リハビリテーションとなります。(2)補助対象経費は、この補助事業の内容となりまして、補助率につきましては、県2分の1、市4分の1、事業者4分の1をもって備品購入費等に当てるものでございます。(3)は、事業内容につきましては、今回は、訪問用の軽自動車1台の購入となります。(4)は、事業費でございます。車両の購入費で120万9,600円となります。9ページをお願いいたします。3の補正予算額です。歳入は、県の補助金となりまして、県の補助率は2分の1となりますので、事業費120万9,600円の2分の1の60万4,000円を、今回、増額補正するものでございます。歳出は、民生費の老人福祉費、県の補助金60万4,000円に、市の補助率4分の1の30万2,000円を合算し90万6,000円を増額補正するものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** では次に移ります。令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算第1回(案)についてお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課です。資料10ページをお願いいたします。令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算第1回(案)となります。1、補正の理由です。先程一般会計補正予算においてご説明させていただいた通り、介護保険料を減額した額の一部については、国及び県から低所得者保険料軽減負担金として一般会計で受入れ、国及び県の負担金に市の負担分を合算したものを一般会計から繰出し、介護保険特別会計において繰入れするものでございます。併せて、繰入金と同額

の介護保険料を減額するものでございます。2の事業概要です。(1)は、所得段階別の軽減率となります。(2)は、減額の見込み額となります。(3)は、国、県、市の負担割合でございます。(4)は、今回の軽減額合計に国、県、市の負担割合を乗じた負担額となります。(5)は、前回の消費税5%から8%への引上げにあわせた保険料軽減分を、当初予算で見込んで予算化した金額となります。

(6)は、(4)で算出しました国・県・市負担額から、(5)でお示した当初予算で計上した分を差し引いた補正額の合計となるものでございます。11ページをお願いします。補正予算額でございます。まず保険料につきましては、先程、説明をさせていただいた通り6,058万9,000円を減額させていただくものでございます。下の段、繰入金でございます。低所得者保険料軽減繰入金でございます。保険料軽減額相当分について、国・県・市で負担する額を一般会計から特別会計で繰入するものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、その他に移ります。幼児教育・保育の無償化の概要について説明願います。

○**藤井こども福祉課長** こども福祉課でございます。資料12ページをお願いいたします。幼児教育・保育の無償化の概要について説明させていただきます。幼児教育・保育の無償化については、国の施策により、教育及び保育等を行う施設の利用に関する費用が無償化されるものです。1、対象者・対象範囲等になりますが、(1)幼稚園、保育所、認定こども園等については3歳から5歳について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の利用料を無償化します。括弧書きの部分ですが、新制度に入っていない私立幼稚園については、月額2万5,700円が上限となります。0歳から2歳につきましては、これらの施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化となります。(2)幼稚園の預かり保育については、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて月額1万1,300円までの範囲で無償化となります。(3)認可外保育施設等については、3歳から5歳につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額、月額3万7,000円となりますが、この利用料を無償化いたします。また、0歳から2歳につきましては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子ども達を対象として、月額4万2,000円までの利用料を無償化します。2の実施時期については、令和元年10月1日となっております。3の財源等については、初年度2019年度に要する経費は全額国費で負担となっております。その後の負担割合は、国2分の1、都道府県4分の1、市4分の1になります。ただし公立施設は、市が10分の10負担です。4、今後の予定については、条例改正案、また補正予算案について、9月定例会に提出を予定していますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

○**田子委員** 対象者・利用者の方というのは、施設を利用するに当たってどういった手続きを踏んだらよろしいのでしょうか。直接、例えば、普段から幼稚園・保育園に通うとって1号認定、2号認定、3号認定を受けている方もいらっしゃると思うんですけど、そうではなくて、例えば、単発的に預かり保育をお願いしたい方が出てきた場合に、個々に今回の利用料は無料ですよ、あなたは何万円以上なのでここまでなら大丈夫ですよと対応するのか、例えば、認定を、それぞれ申請をしてきた方に対して対応していくのか、どういうふうに運営というか、実際、保護者の方とやり取りはどうしていくのか具体的に教えて下さい。

○**藤井こども福祉課長** 制度の流れにつきましては、今後施設への説明会を予定しております。6月の下旬に行う予定です。ここで施設に対しまして、このような制度になります。このような方が利用された場合は無償になります。または、必要な認定作業がありますので、その申請がある場合には、その申請指導もしていくことになります。そのような説明会をしまして、また、市報等でも広報をしまして市民の方に周知をしていくことになります。また、認可外の施設につきましても説明会をしていく予定でございます。以上でございます。

○**田子委員** 今出ました認可外保育施設等とありますが、等というのはどこまでが入るのでしょうか。

○**藤井こども福祉課長** 今、国の方で想定しておりますのは、県の方で保育基準というものがありまして、認可外施設にはそういう基準を満たしていない所もあるわけですが、5年間の経過措置を設けまして5年間の内に、その基準を満たすということであれば対象にしますと国の方で言うております。

○**田子委員** 対象にしますというのは、無償化の対象にしますということですか。

○**藤井こども福祉課長** はい。

○**田子委員** 5年間の間に認可を目指す所は無償化にするのでしょうか。

○**藤井こども福祉課長** 認可を目指すということではなくて、保育の施設の基準というのが、運営基準というのが認可外でもありまして、その認可外の運営基準を満たせばということでございまして、認可ということではございません。

○**田子委員** はいわかりました。

○**下村委員** 単純な質問なんですけど、認可外保育施設等で、例えば、3歳から5歳とか1の(3)のところ全国平均額、月額3万7,000円までの利用料無償化というところの下、月額4万2,000円の利用料を無償化というところ、これは施設を運営している所が利用料を上げたらどうなの。例えば、1か月の利用料を上げて3万7,000円しかもらえないのだから、また、利用料も負担になるんですけども、そういった想定を国は何か考えていて、そういう説明はあったんでしょうか。例えば、利用料というのはその施設で勝手に決められるんですね。そういった時にどういった申請が、要するに市の方では、そこまで行政として監視出来ているのかどうかその辺も含めてお聞かせ下さい。

○**藤井こども福祉課長** 市の考え方といたしまして、民間保育所を利用する方々が、月

額、今3万7,000円が平均ということになっておりますので、民間施設を利用する方々に3万7,000円まで無償、補助を出すことになりまして民間施設につきましても、例えば、4万2,000円の方もいると思います。3万7,000円までは国・県・市で補助を出します。無償をします。そういうことだと思っております。

○下村委員 この際だから、無償化もここまでくるからこういう施設が料金を上げようと言ったら、どうなっちゃうのかなと思うんですけど、要するにそういうことが可能なかどうか、可能だったら何か指導は出来るのか、そういうことをお伺いします。

○藤井こども福祉課長 民間保育所のことではありませんが、私立幼稚園が月額2万5,700円より低いところがあるように聞いております。そのような所は、理由のない値上げはしないでほしいと国の方で言うておりまして、口頭指導ぐらいの形になるのかと思っております。

○下村委員 口頭指導していただくように、もしそういうようなことがあれば、これは、国で無償化ということ謳ってやっているの、逆に無償化で便乗値上げみたいな言い方で表現が悪いんですけど、そういったことがあるのであれば無償化の意味がないのかなというふうに考えられるので、その辺の指導が出来るのであればということでご検討いただければと思います。以上です。

○塚原委員 3番の財源等というところで、公立施設は市が10分の10ということによって全部負担するようになってきた時に、市としては、保育所とか幼稚園の民間活力導入を積極的に勧めているところですね。ただ、前からいた文教厚生委員の方は、色々幼稚園について問題があった時に話をしていると思うんです。障害を持っている人、障害と言っては失礼ですけど、中々民間の幼稚園では預かってくれない所が多いんじゃないかということで、今、土浦の幼稚園と新治の幼稚園は残して、ある程度経過措置を見てということで2幼稚園は残していると思うんです。ですから今後どういうふうに考えていくのか経過を見てという話だったんですけど、これがあるから、10分の10を負担するのであればそっちも早くやっちゃえみたいな話だとまた、障害を持っていたり適応障害であったり子ども達というのは、中々行く所が無くなっちゃうんじゃないかというのは、前回その幼稚園を民間にする時の懸念として考えて下さいねと言っていたんですよ。ですから、当然こうなると、10分の10全部負担していかなくてはいけないので、早めにやっちゃおうというのはどうなのかなと思うんですけど、どのように考えていらっしゃるのかなと、令和4年までに全て民間にするとか色々あると思うんですけど、令和2年とか。

○藤井こども福祉課長 この4月からは私立幼稚園につきましても、こども福祉課所管ということになっておりますが、まだ、公立幼稚園については、教育委員会の方と・・・

○塚原委員 そうですよ。

○藤井こども福祉課長 なっております、教育委員会の方で考えていることと思っ

おります。

○塚原委員 そうですか。向こうに聞いた方がいいですね。はい、分かりました。もしかしたら、私立になる、こっちに来るということにもなると思うんで、勉強していただきたいなと思って、あとで教育委員会とも話しますけれど、よろしくお願いします。

○田子委員 先ほどの認可外施設等をもう一度伺いたいのですが、認可外保育施設等の「等」とはどこまでがそれにあたるのか、例えば、現在ファミリーサポートとかベビーシッターですとか、例えば、病児、病後児保育は別にお金を払って利用されていると思うのね。そういった所がどういう扱いになっているのか教えていただきたい。

○藤井こども福祉課長 今のところファミリーサポートや特別保育といいますが、一時預かりや延長保育、病後児も対象になってくると思います。無償化の対象になる予定と聞いております。法案の方は、すでに成立しているんですが、国の方の作業が遅れていまして実際のところ県からの情報では、国からの説明会が5月30日、県から市への説明会が6月20日前後になるということでございますので、そこで色々細かいことを示されましたら、また、実施に向けてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○田子委員 ありがとうございます。

○矢口（勝）副委員長 財源の件なんですけど、今年度は全額国費負担ということで金額は載せてきていませんが、来年度は相応の負担があるということですよ。実際、その金額がどのぐらいになるのか、今回消費税アップで土浦市に入ってくる消費税分も増えるわけですが、増収分の中のどのぐらいの割合が今回の無償化に充てられるのか、ざっくりと教えていただければと思います。

○藤井こども福祉課長 まだ、そこまでの試算はしておりませんので、試算が出来ましたらご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○矢口（勝）副委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 私立幼稚園の立場になった場合に、今まで助成金というのが出ていますよね。園の方の収入としては、助成金の収入がある他に無償化分の収入が別枠で入ってくる形になるわけですよ。一括してまだそこまでまだ分かっていなければ、研究してからでもいいけど、その辺がどうなのかというのがひとつあるので。

○藤井こども福祉課長 助成金につきましては教育委員会の方が担当でやっております。これまで市の方から子どもを預かっていただいた場合には、給付金という決まった年齢に応じた金額を給付させていただいたわけですよ。その他に保護者の方から所得に応じて、無料から幼稚園の場合は1万9,300円までをいただいていたわけですよ。それを保護者に払っていただかなくなり、その分を10月からはそれまで市の方で支出してきた給付金に加えて支出をするという形になりますので、市としましては、未納、滞納する方がいなければ収入が増えるということになるかと思っております。

○鈴木委員 いいです。あとで詳しく。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 次に移ります。令和元年度後期高齢者医療保険料軽減措置等の改正について、執行部より説明をお願いします。

○菊田国保年金課長 国保年金課でございます。資料の13ページをお願いいたします。令和元年度後期高齢者医療保険料軽減措置等の改正について、ご説明させていただきます。改正理由としまして、後期高齢者医療制度発足時における暫定的な措置として、予算制度により実施されてきた保険料均等割の軽減特例措置につきまして、高齢化が進展する中、世代間の負担の公平を図る観点から見直しが行われました。これは、国の政令及び茨城県後期高齢者医療広域連合における条例が一部改正されました。主な改正内容でございますが、まず、(1)の均等割額の軽減割合の見直しでございます。所得が低い方につきましては、所得額に応じて均等割額の軽減措置がございます。均等割額とは、1人当たりいくらという金額です。均等割額の軽減措置は、本来は、所得額に応じて、7割分・5割分・2割分が減額されるものと規定されていますが、制度発足時の暫定的特例措置として、国の予算措置により補填することにより、本来7割軽減のところを、9割軽減あるいは8.5割軽減として運用してきました。①現行の9割軽減対象者につきましては、令和元年10月分以降、国庫補助2割上乗せ分が廃止されます。その結果、令和元年度は通年で8割軽減となり、令和2年度以降は、本来の軽減措置である7割軽減となります。実際の金額としましては、現行の均等割額をもとに算定しますと、軽減前の金額が年間3万9,500円ですので、9割軽減では年間3,900円です。これが、令和元年度は、8割軽減として年間7,900円になります。令和2年度以降は7割軽減となりますので、年間1万1,800円になります。②現行の8.5割軽減対象者につきましては、令和元年10月分以降、国庫補助1.5割上乗せ分が廃止されます。ただし、令和元年10月以降1年間は特例的に補填されます。その結果、令和元年度は8.5割軽減のまま変わらず、令和2年度は通年で7.75割軽減、令和3年度以降は本来の軽減措置である7割軽減となります。実際の金額としましては、現行の均等割額をもとに算定しますと、軽減前の金額が年間3万9,500円ですので、8.5割軽減では年間5,900円です。令和元年度は、8.5割軽減として年間5,900円のままです。令和2年度は通年で7.75割軽減として年間8,800円、令和3年度以降は7割軽減となりますので、年間1万1,800円になります。※1ですが、これらの保険料軽減特例の見直しは、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が令和元年10月から開始されることから、併せて実施されるものです。次に(2)の均等割額の軽減対象者の拡大でございます。9割軽減や8.5割軽減のほかに、5割軽減と2割軽減がありますが、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、

2割軽減の基準についても同様に、50万円を51万円に引き上げるものでございます。14ページをお願いします。平成30年度と令和元年度との比較ですが、9割軽減は通年で8割軽減になります。8.5割軽減は、令和元年度は変更ありません。5割軽減と2割軽減は、対象者が拡大されます。次に、特別徴収による保険料の額について、令和元年度に9割軽減が8割軽減になった場合の例です。年金からの引き落としは、前半、4月・6月・8月の保険料は前年度2月分と同じ額を引き落とし、後半の10月・12月・2月で残りの保険料を調整します。そのため、均等割りの軽減措置の見直しにより、実際に引き落としが増えるのは10月からとなります。具体的には、4月・6月・8月は600円ずつ、10月は2,100円、12月・2月が2,000円となります。以上でございます。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 無いようですので、これで提出されました資料の説明は終わりました。執行部の方から、その他で何かございますか。

○**塚本健康増進課長** 私の方から1件報告をさせていただく案件がございます。よろしくお願いたします。昨年度から文教厚生委員会でも視察に行かれるなど研究してこられたフッ化物洗口についてご報告をさせていただきます。資料がございますのでお願いたします。お手元にモデル地区でのフッ化物応用推進事業の概要についての資料があるかと思いますが、こちらにつきましては、茨城県フッ化物応用推進事業のモデル地区として、募集をされた時の概要でございます。こちら本市におきましては、3月上旬締め切りということでございまして、そちらに応募をいたしました。その結果4月上旬になりまして、この事業について選定されたものでございます。目的といたしましては、虫歯の予防方法として科学的に証明されておりますフッ化物洗口、このフッ化物洗口というのは、うがいなどのガラガラうがい、いわゆる喉をうがいのではなく、歯磨き後の歯のプクプクうがい、やり方としてはフッ化物水溶液を口に含んで、下を向いてプクプクと歯の全体に行きわたらせるやり方のようにございます。こちらのフッ化物洗口をモデル地区として市町村の保育所等单位で実施することによりまして、フッ化物を利用した歯の健康を推進することを目的というものでございます。2番の実施自治体につきましては県が実施主体になるものでございます。3番、過去のモデル地区等という所で、平成28年度から県の事業ということで始まっておりまして、記載の通りの市町村で実施ということでございます。今年度につきましては土浦市の他、那珂市、それからお隣の阿見町、3地区が選定されている状況でございます。4番の事業内容というところでございますが、(2)の事業の流れでございます。①モデル地区内での保育所、幼稚園等の施設長等への説明ということがまずございます。その上でそれぞれの保育所、幼稚園等で検討していただきまして、出来るということになりましたら、②施設でのフッ化物洗口についての説明及び実施方法の指導を行うという内容になってございます。③フッ化物洗口実施開始に係る物品についてということで、こちらに

つきましては、初回実施分のフッ化物洗口用の薬剤、各施設1箱を県の方が負担するというところでございます。こちらの概要でございますが、①のモデル地区の保育所、幼稚園等の説明の前に、まず、我々職員が概要について熟知していないと事業として進めていけないということがございまして、明日、急ではございますが明日午前10時30分から、茨城県の職員を招きまして、また、県の歯科医師会の方によります勉強会を実施する予定でございます。基本的には市町村の職員を対象としたものでございまして、保健センターで行う予定でございます。また、モデル地区となります保育所、幼稚園等が決定いたしましたら、また、文教厚生委員会の中でご報告させていただきたいと思っております。事業開始の時期につきましては、まず、明日の市町村の職員に対する説明等を受けまして、その後にモデル地区、4の(2)①にある通り施設の所長さんへの説明ということで、公立、民間の施設長さんをお呼びしまして概要を説明していく、その中で検討していただくということで、事業の開始につきましては秋頃になってしまうのかと考えております。また、その節にはご報告させていただきたいと思っております。報告につきましては以上でございます。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

○**田子委員** 事業内容の③終了した場合は市町村の施設等を利用するという事なんですけれども、市が負担するつもりなのかそれとも施設ごとで用意をしてもらうことになるのか、それに対して市が援助するののかどういった形で進めていく予定なのか教えていただきたい。

○**塚本健康増進課長** 基本的には、歯磨きと同等のものと考えてございますので、それぞれの園、個人負担になると思うんですけど、費用の方は個人負担になるであろうと考えております。

○**田子委員** 個人というご家庭の負担ということですか。

○**塚本健康増進課長** ご家庭のご負担で、園で薬剤等の保管をしていただくという流れになるかという考えでおります。

○**塚原委員** まだ運用段階なのできっとそういう形なのかなと思うんですけど、実際に視察に行かせていただいたり、新潟県であれば県が全部持っているとか、色々流れによってきっと茨城県ではやらないという前提で動いていたので、他の県から比べればゼロに近い状況でここまで進んだ方がよかったのかなと思うんですけど、先々は色々な形で市が負担というのを考えなくてはいけないのかなと、1人当たり年間30円ぐらいだったかなと思うので、大体1週間に1回うがいをして、その程度といっちはあれなんですけど、その辺も先々文教の中でご検討いただければなと思うんですけど、やるにしても今ここでお話していいのか、保護者の方にもアンケートを取って、フッ化物洗口はやらないという子には水でうがいと分けてやるどころもあって、その辺も徐々に検討していただきたいと思えます。

○**塚本健康増進課長** フッ化物洗口につきましては全国的に反対する団体もあるように聞いてございます。それについては、きちんと保護者の方々に説明した上で費用の

方については先ほどありましたけれども、まずはモデル事業としてどのような感觸なのかというのを確認した上で、その辺も含めて考えてまいりたいと思います。

○塚原委員 お願いします。

○下村委員 このフッ化物洗口というのは、今、脚光を浴びたというより茨城県でも知事がこれを推進しているということで、大分変わったというのを聞いております。土浦市も一生懸命担当課の方だけではなく、教育委員会、文教厚生保健福祉の方も研究していただいて、皆さんが認識をひとつにしてみようというのかな、研究もしていただきたいなど、市町村説明が明日あるという報告がありましたけれども、自分達がこれをやる時に、多分、私が感じているのは、保育所、幼稚園という施設でやろうとしているんですけど、やるなら当然その先生方を指導しなくてはいけないから負担が増になってくるんですね。通常の保育プラスですから、そういったこともご理解いただくのには、やはり先進地の事例も皆さんが説明のあとでも、市町村説明会のあとでも、研究していただきたいと、それでモデル事業に参加したわけですから、中途半端なことにならないように勧めていただきたいなど、先ほどもお金の話は年間いくらですよと、先進地では1人当たりいくらと出ていますから、こういったことも家庭で負担ですよというほどのものではないので、要するに市で、本来は県で出してくれるのが一番いいんですけど、そういったことも含めて研究していただきたいというふうに思います。あと推進もしてもらいたいという要望をさせていただきます。以上です。

○鈴木委員 一期生の方が多いので簡単な流れを説明させていただきたいのですが、事の発端は国保、国民健康保険運営協議会の時に、たまたま歯科医師会の会長の長谷川先生と私の席が隣で、その時の議題にもなっていないのですが、要は医療費がどんどん増えていってしまう。それを抑制する手段はないかというところで、雑談の中で長谷川先生の方から、実は虫歯を予防するには小さい頃からフッ化物洗口をやると効果的だよと、およそ8年前ぐらいの話で、そのあと個人的な話で中々本格的にいかなかったんですが、前期の時に当時の柳澤委員長に提案して、委員全体で情報を共有しましょうということで、歯科医師会と何回か勉強会を開きました。その勉強会の中で、先進地がいくつかあって新潟県の弥彦村という所が一番進んでいますよと、最初から取り組んでいて効果がありますよということで、そこに視察に行ってみりました。今、下村委員と塚原委員と福田委員と私の4人はその視察に行ったメンバーなんですけども、そこでものすごく充実した説明を受けまして、実際に映像で子ども達がうがいをしているところも見てきました。それを受けて歯科医師会の方で、皆さんが視察に行ったことに対しての報告会を開いてくれという要請があつて報告会を開きました。その間に、独自に県への働きかけ、また市への働きかけ、県の方は県知事が歯科医師会の方から要望を受けていて、取り組みが早かったから事業になったと思うんですけど、市の方は残念ながらというか保健福祉部サイドではおそらく反対はないと思うんです。国保の医療費が将来下がっていくのであれば、ただ教育委員会の方が学校サイドで実施するのに、過去40年ほど前

にちょっとしたフッ素で事故があって、関西の方だったと思うんですがアレルギーがあった。教育委員会の方は子どもを預かっている以上何かあった時の責任というのが先にたっていて、中々ここで話し合いをしても教育委員会の方が踏み切れないというところを、ようやく今回健康増進課を中心に手を挙げていただいて、子ども達の虫歯予防に大きな一歩を踏み出したところなので、これから説明会があってそこに手を挙げる団体があるか否か今からなんでしょうけど、是非取り組んでいきたいので今後その費用負担とか先はここで話し合うべきことなんです。今の時点で執行部に質問しても答えはまだはっきりとは分からない。考えを言うだけ、だから、今から私達で勉強してそういう制度を作り上げていくということを念頭に、今後議論をしていただければ、新人の皆さんの資料も歯科医師会からいただいてありますので、皆さんにお渡しします。その辺でよく勉強をしていただいてどういう制度を作り上げていくかというのが、文教厚生委員会の仕事だと思うのでその辺でよろしくお願ひしたいと思います。今細かい質問をしても厳しいことで中々答えられないと思うので、周囲を見守って報告を受けながら進めていくのがいいと思います。

○**福田委員長** モデル地区というのは自ら手を挙げたのですか。

○**塚本健康増進課長** はい、その通りです。

○**福田委員長** 阿見町も手を挙げたということですよ。

○**塚本健康増進課長** 土浦の方で手を挙げたいという話をした時に、すでに那珂市と阿見町の方では希望しているという情報は入ってございました。

○**福田委員長** 阿見町の保育所ですか幼稚園ですか手を挙げて取り組むという話を伺ったのですが、その辺の話は聞いていないですか。

○**塚本健康増進課長** 現在まだ情報は入っておりません。

○**福田委員長** 明日の対象は職員ということですか。

○**塚本健康増進課長** 基本的に職員対象ということで考えてございますが、柳澤前委員長も出席したいというお話は伺っております。

○**福田委員長** 我々も参加して構わないの。

○**塚本健康増進課長** だめということはございませんので出席していただいて結構です。

○**福田委員長** 部長何かございますか。

○**川村保健福祉部長** このモデル事業なんですけども先ほどからありますように、保健福祉部としてはやってみたいという思いはあります。ただ本来は、学校、小学校までの継続というのが必要な事業だと思うんです。なので、保育所、幼稚園だけでやっていたのかなというのがあったんですけど、まずはやってみようとして手を挙げた経緯があります。ただ、やはり県の方も保健福祉部局と教育長部局とまったく意見は分かれています。それはいまだ変わっていないようです。教育委員会サイドは厳しいと聞いております。

○**福田委員長** はい、分かりました。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 委員の皆さんありますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** 執行部の皆さんありがとうございました。それでは執行部はご退室して
いただいて結構です。ご苦勞様でした。

（保健福祉部退席）

○**福田委員長** 事務局からお願いします。

○**小野事務局係長** お手元の方にご通知いたしましたが、全員協議会の方が6月4日、
来週火曜日9時45分から第1委員会室で行います。以上です。

○**福田委員長** はい、委員の皆さんからございますか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** それでは長時間に渡りご苦勞様でした。以上で文教厚生委員会を閉会い
たします。